

# NECTA NEWS

発行日：令和4年4月15日

■編集  
一般社団法人 自然環境共生技術協会  
広報委員会  
〒104-0032  
東京都中央区八丁堀 3-23-5  
八丁堀スクエアビル 4F  
■TEL: 03-6280-3722  
■FAX: 03-6280-3723  
■E-mail: necta@necta.jp  
■URL: https://www.necta.jp

## contents...

1. <巻頭言> 環境省大臣官房審議官 松本 啓朗 氏
  2. <令和4年度自然環境局予算の概要> 関谷 毅史 氏
  3. <令和3年度第2回特別講演会(奥田局長)・意見交換会>
  4. <令和3年度第2回技術セミナー報告>(OECMについて)
  5. <令和3年度第3回技術セミナー報告>(生物多様性動向)
  6. <NECTA 最近の動き・協会活動報告>
  7. <お知らせ・イベント情報>
- ◆第5回自然環境共生技術研究会(CoNECT2022)開催予告  
◆書籍紹介「景観生態学」(解説)阿部まゆ子(広報委員)

一般社団法人 自然環境共生技術協会  
Natural Environment Coexistence Technology Association

・ニュースレター第72号・

## 1. 巻頭言

環境省大臣官房審議官 (自然環境局担当)  
松本 啓朗

自然環境共生技術協会ならびに会員の皆様におかれは、日頃より自然環境行政の推進にご理解、ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。



昨年度は、自然環境行政においては、5月に自然公園法の改正が行われ、7月には「奄美大島・徳之島・沖縄島北部及び西表島」が世界自然遺産に登録されるといった動きがありました。

改正自然公園法では、自然の保護と利用の好循環を生み出すため、これまで一部の国立公園で先行的に進めてきた「国立公園満喫プロジェクト」の取組を他の国立公園、さらには国定公園にも展開し、各公園でのより魅力的な自然体験活動の形成や利用拠点の質の向上を目指しています。これにより、減少した国内外の自然公園利用者の回復や地域の活性化につながることを期待しています。具体的には「自然体験活動促進計画」と「利用拠点整備改善計画」の二つの制度が導入されました。これらの計画が地方自治体や自然ガイド、旅館やホテル等の地元の事業者等による協議会によって策定され、法に基づく認定を受けた場合、許認可手続きを簡素化することとしています。さらに計画の策定や実施に対しては、国際観光旅客税財源を活用した補助事業等により、財政的な支援も行っていくこととしています。

世界自然遺産については、平成15年に世界自然遺産候補地に関する検討会において、学術的

知見から知床、小笠原諸島及び琉球列島の3地域が登録基準に合致する可能性が高いと判断されてから18年を経て、候補地すべてが登録されたこととなります。

いうまでもなく、自然公園にしても世界自然遺産にしてもそこにある自然そのものが重要な価値を有するものであり、自然保護地域としても重要な役割を担っています。地域の自然の保護と利用のバランスをとることは常に重要な課題となっています。

令和4年度を迎え、環境省としては、ウイズコロナの状況下、自然・健康への関心も高まる中、地域の自然の保護と利用を一層図りながら、分散型・自然共生社会への移行を進めることが重要と考えています。また、本年は、国際的には、生物多様性条約第15回締約国会議(第2部)が開催され、生物多様性に関する次の世界目標「ポスト2020生物多様性枠組み」の決定が見込まれる重要な節目の年となります。そうした認識に立ち、本年度の重点施策として、次期世界目標を踏まえて生物多様性国家戦略を改定し、昨年のG7サミットで合意した2030年までの陸・海の保護区域等30%確保(30by30)の実現を目指していくこととしています。加えて、生物多様性保全の取組と、脱炭素社会・循環経済への移行の取組との相乗効果を発揮させるため、自然を活用した解決策(NbS: Nature-based Solutions)の戦略的取組を推進し、生物多様性の回復の実現を目指します。

具体的には、国立公園等の区域拡張や更なる魅力向上に加えて、保護地域以外の生物多様性保全に資する区域(OECM: Other Effective area-based Conservation Measures)としての民間取組等を促すための仕組み・データの整備、生態系を活用した防災・減災、鳥獣保護管理、外来生物対策強化等を推進します。

これら各種施策を推進するに当たって、適切な情報・データの取得、有効な技術の活用は極めて重要です。NECTA会員の皆様との連携を通じ、各種施策をより良いものにできればと考えておりますので、引き続きのご協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。

## 2. 令和4年度環境省自然環境局予算の概要

環境省自然環境局総務課長  
関谷 毅史



昨年12月に閣議決定された「令和四年度予算編成の基本方針」においては、「基本的考え方」として、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）を速やかに実行に移し、東日本大震災からの復興・創生や、老朽化対策を含む防災・減災、国土強靱化や交通、物流インフラの整備等の推進、観光や文化・芸術への支援など、地方活性化に向けた基盤作りに投資するとされている。また、2050年カーボンニュートラルを目指し、グリーン社会の実現に取り組むとされている。

また、同基本方針の「予算編成についての考え方」では、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ、メリハリの効いた予算とし、いわゆる「16か月予算」の考え方で、令和3年度補正予算と、令和4年度当初予算と一体として編成するとされた。

本稿では、令和3年度補正予算における自然環境局の主な事業を紹介し、令和4年度当初予算については国立公園等の整備に関する事業予算を中心に紹介することとしたい。なお、本稿で取り上げなかった環境省自然環境局予算（案）の主要施策について、雑誌「国立公園」※<sup>1</sup>2022年1月号No.800において網羅的に紹介されているのでそちらを参照されたい。

### 1. 令和3年度補正予算

昨年11月19日に閣議決定した上記の経済対策では、目の前の新型コロナウイルス感染症の困難を乗り越え、ポストコロナの未来を切り開くため、新型コロナウイルス感染症対応の政策に加え、「未来を切り開く「新しい資本主義」の起動」と「防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保」を柱とし、この対策を実施するために令和3年度補正予算が編成され、令和3年12月20日に成立した。

同補正予算における自然公園等事業等は54.4億円が計上されており、その内訳は、国立・国定公園の整備について39.9億円、国民公園等の整備について11.8億円、野生生物センター等の整備について2.7億円となっている。

これは、令和2年12月11日に策定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対

策」に基づく事業として、令和2年度第3次補正に引き続き、利用者の安全を確保し、国土の荒廃を防止するため、国立公園等内の施設の再整備・改修や避難施設の整備等を実施するものである。

また、環境省では2050年カーボンニュートラル及び2030年度46%削減に向けた各種事業に取り組んでおり、自然公園等の施設整備においても令和2年度から検討を実施していた「気候変動×防災」という視点での指針を本年3月に取りまとめ、自然公園等施設技術指針に盛り込んだところである。重要な拠点となる自然公園等施設への再エネや蓄電池の整備は、脱炭素の観点からも、利用拠点における防災機能強化の観点からも重要であり、引き続き取り組んでいく方針である。

### <令和3年度自然公園等事業等補正予算>

	自然公園等 事業費	環境保全施 設整備費	合計
国立公園等	36.6 億	3.3 億	39.9 億
国民公園等	9.9 億	1.9 億	11.8 億
野生生物保 護センター等	—	2.7 億	2.7 億
	46.5 億	7.9 億	54.4 億

さらに、経済対策の柱である「未来を切り開く「新しい資本主義」の起動」には観光立国の復活も取り上げられ、国立公園の利用環境の整備を含む自然環境を活かした地方活性化に取り組む事が明記された。環境省では、自然公園等事業等とは別に、「国立・国定公園の利用拠点の魅力創造による地域振興推進事業」8億円を計上し、衰退した公園利用の反転攻勢と地域経済の再活性を目指し、国立・国定公園の利用拠点で民間事業者等によるソフト・ハード面での観光客の受入環境の整備を支援することとしている。

### 2. 平成4年度当初予算

#### (1) 予算概要

令和4年度の環境省予算及びそのうちの自然環境局予算の概要は以下の表のとおりである。

#### <令和4年度 環境省予算>

	R3年度 当初予算	R4年度	
		当初予算	対前年度比
一般会計 <sup>1)</sup> (政策経費等) +エネ特 <sup>2)</sup>	3,080 億	3,161 億	103%
自然局分	180 億	187 億	104%
復興特会 <sup>3)</sup>	3,612 億	3,431 億	95%
自然局分	4 億	4 億	99%

1) 省の一般会計にはデジタル庁へ移管する経費15億円を含む。

2) エネルギー特別会計

3) 東日本大震災復興特別会計(復興庁一括計上)

4) 上記の表の他、国際観光旅客税を充当する施策あり(後述)。

## (2) 自然公園等事業等

自然公園等事業等では、自然とのふれあいを求めて訪れた人々が、自然に学び、自然を安全かつ快適に体験できるよう、国立公園等の利用に必要な施設の整備や、自然環境保全のための施設の整備を行っている。

令和4年度の自然公園等事業等は、総額 83.32 億円が計上され、令和3年度予算と同額となった。

内訳としては、国立公園等における直轄整備 28.47 億円、国民公園等の直轄整備 19.75 億円、国立公園・国定公園等の交付金 18.67 億円、その他維持管理費、事業調査等 16.43 億円となっている。

公共事業費と長寿命化のための非公共予算（環境保全施設整備費）で整理すると以下の表のとおりである。

### <令和4年度自然公園等事業等当初予算>

	自然公園等 事業費	環境保全 施設整備費	合計
国立公園等 (交付金含む)	59 億	4.4 億	63.4 億
国民公園等	18.6 億	1.1 億	19.7 億
野生生物保護 センター等	—	0.2 億	0.2 億
	77.6 億	5.7 億	83.3 億

総額としては令和3年度と同額であるが、変更点として、地方公共団体の交付金に対する需要の高まりを踏まえ、国立公園・国定公園等の交付金を前年度比 112%の増額とした。地方公共団体が行う国立公園、国定公園等の整備を支援し、従来の地域の特性を活かした自然とのふれあいの場の整備や自然環境の保全・再生に加え、国土強靱化対策を推進することとしている。

重要な施策としては、訪日外国人旅行者の増加という目標から始まった国立公園満喫プロジェクトは令和3年から新しい段階に入っており、令和7年度までの目標として自然を満喫できる質の高いツーリズムの実現とブランド化を目指すこと、国内外の利用者を新型コロナウイルス影響前までに回復させることを掲げている。また、プロジェクトの成果も踏まえ、本年4月1日付けで施行された改正自然公園法では、公園の利用拠点の良好な街並み景観の形成を図るため、利用拠点整備改善計画制度が新設された。

自然公園等事業等においても、訪日外国人も含む国立公園利用者数の増加により保護と利用の好循環を生み出し、人と自然の共生と地域振興や地域活性化に資するため、国立公園等の利用拠点でのユニバーサルデザイン化促進や、景観・自然に配慮した展望地の整備など、国立公

園の保護及び利用上重要な地域における重点的な施設の整備を引き続き実施していく。

なお、脱炭素の取組については、令和3年10月に「政府がその事務および事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」が閣議決定され、公共施設においても省エネ機能の向上、ZEB化<sup>※2</sup>、太陽光発電設備の導入等を加速することが求められている。今後策定される省としての実施計画も踏まえ、ビジターセンター等の直轄施設の省エネ化や再生可能エネルギーの利用の計画的な推進にも取り組んでいく方針である。

## (3) 国際観光旅客税を充当する施策

国際観光旅客税源については、コロナ禍の影響により令和4年度予算は総額で約 81 億円と前年度比 31%の大幅減少となった。観光庁に一括計上された国際観光旅客税を充当する施策のうち、国立公園等のインバウンドに向けた環境整備として 22 億円（対前年度比 44%）が環境省の事業分となっている。

具体的な施策としては、利用拠点の滞在環境の上質化として、地域で策定する利用拠点計画に基づくまちなみ改善等により面的な再生を推進すること、ワーケーション受入事業や、無電柱化等の引き算の景観改善に対する支援も実施することとしている。また、滞在型コンテンツの創出として、グランピング等の魅力ある自然体験型のコンテンツの造成を引き続き促進するとともに、多言語解説の充実やデジタル展示等による国立公園の利用促進に取り組む予定である。

令和4年度においては、改正自然公園法に基づく利用拠点整備改善計画及び自然体験活動促進計画の策定支援については補助率を優遇し、地域における計画策定を促すことで本格的なインバウンドの復活前に国立公園の更なる魅力向上と地域活性化の実現を後押しする。

また、国民公園においても、京都御苑における文化資源のアーカイブ構築など魅力向上を図っていく。

※1 NECTA 会員社である（一財）自然公園財団が年 10 回発行（目次 URL:

[https://www.bes.or.jp/images/uploads/pdf/publish/np/800\\_202201.pdf](https://www.bes.or.jp/images/uploads/pdf/publish/np/800_202201.pdf))

※2 Net Zero Energy Building の略称。省エネと創エネにより、消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物。

### 3. 令和3年度「第2回特別講演会」及び「環境省との意見交換会」の概要

#### 第I部

#### 令和3年度「第2回特別講演会」

1. 開催日時：令和4年1月18日（火）  
13:30～14:00
2. 開催方法：webexによるリモート講演会
3. 演題：「自然環境行政の最新動向について」
4. 講師：奥田直久氏 環境省自然環境局長



#### 5. 講演会概要

##### 【生物多様性保全に関する次期世界目標と国家戦略作成の流れ】

- ・ 2010年に生物多様性条約のCOP締約会議で決定された愛知目標は2020年までのため、COP15で改定する予定であるが、コロナ禍により開催が延期されている。2021年に第一部が開催済みであり、2022年4月～5月に第二部が開催され、次の目標が決定される見込みである。
- ・ IPBESが、グローバルアセスメントを2019年に公表し、生物多様性条約が、GB0(Global Biodiversity Outlook)を公表。これらを踏まえて世界目標の決定がなされる予定である。既にドラフト版は出されているが、2022年1月開催予定の交渉会議が延期されたことから、最終交渉会議のCOPは延期される可能性が高い。
- ・ 世界目標の決定を踏まえて、国内目標である生物多様性国家戦略を作る必要があるが、そのプロセスはすでに始まっており、2020年の1月から戦略研究会が開催されており、そこでの結果を踏まえて、2021年の8月から審議会プロセスに移行している。

##### 【生物多様性の地球規模評価と国内評価】

- ・ 愛知目標の達成状況の評価がGlobal Biodiversity Outlook第5版で行われ、20の個別目標の中で完全に達成できたものは無く、2050年目標を達成できない見込みとされている。これまでのやり方ではこの傾向は変革できないため、business as usualから脱却して、

社会変革が必要であるということが説明されている。

- ・ 国内では、2021年のJB03の中で、同様に様々な分析を行っており、我が国でも一定程度の損失速度は緩和されているが、回復軌道には乗っていない。今後の対策として、生態系の健全性の回復、社会経済活動そのものへの働きかけて行かなければいけないということが強調されている。具体的には、地域資源の活用、それによる豊かでレジリエントな、災害等にも強い、自然共生社会を目指すことが、重要なポイントとされている。

##### 【次の世界目標・次期国家戦略の鍵について】

- ・ 次期世界目標に含まれる見込みの主な目標に、2030年までに陸域の30%、そして海域の30%の保全・保護を目指す「30by30」がある。
- ・ 愛知目標で出された、海域の10%、陸域の17%とした目標を更に高みへ持って行く動き。



##### 【次期世界目標の決定に先駆けた国内の取組】

- ・ 30by30の達成に向け、保護地域そのものを拡充する方針。そのために、保護地域以外の場所で生物多様性保全に貢献する場所として、OECMの認定・認証の取組を進めていく。
- ・ 2023年以降に少なくとも100地域以上で、OECMを認定・認証しながら機運を高め、2030年に陸域の30%、海域の30%の保全・保護の達成を目指す。
- ・ OECMとは、ボランティアの活動場や、企業が実際に管理をする場、社寺林等のように、法的な規制や法的な事業など国の制度で守られているところ以外の活動で生物多様性の高まりに貢献する地域のこと。
- ・ どのような場所を認定できるかは、検討会等を開催しながら検討中である。既存の保護地域は奥山的な場所を指定し、中山間地域や里地里山といったところ、もしくは都市の中の緑地をOECMとして認定することを考えている。

## 第Ⅱ部

### 【その他関連の課題① 外来生物】

- ・身近な飼育動物として、アメリカザリガニやアカミミガメが注目されているが、実際にはヒアリの問題がかなり厳しい状況にある。
- ・自治体等に、明確な形で役割が位置づけられていないため、初動の部分で対応しづらいといった話があった。このような点についても、予算と体制確保のために必要なことが答申の中でも含まれている。これを受けて、必要な法整備も含めて今検討をしている。

### 【その他関連の課題② 気候変動】

- ・ 2021 年春には地熱開発の加速化プランとして、全国の自然公園に限定的だが、地熱発電の実施場所を倍増していくことを示した。通知到達レベルで、温泉法、自然公園法の中で支障の無い部分で促進ができるような配慮をするよう各自治体等への通知を行った。
- ・ 風力発電や太陽光発電もそうだが、自然環境への影響が心配される部分については、様々な形で影響を回避するようなセンシティブティマップを作成するとか、その影響評価プロセスはできるだけ簡略化し、時間の短縮を目指しながら、影響のないものについては促進をしつつ、影響のあるものについては、万が一でも大きな問題とならないように、チェックはきちっとやっていくという方向で進めている。
- ・ 気候変動による生物多様性への影響が顕在化する中、脱炭素に向けた取り組みの強化が必要。一方で再生可能エネルギーの推進と生物多様性保全にはトレードオフが生じ得るため、生物多様性に不可逆的な影響を及ぼさないよう適切な立地選択や配慮が必要。  
(事業委員会 本田 一彦)

### 「環境省と NECTA の意見交換会」

1. 開催日時：令和4年1月18日（火）  
14:00～16:00
2. 開催方法：webex によるオンライン会議
3. 議題：「環境省自然環境局関連  
令和4年度予算と重点施策」
4. テーマ（説明者）

#### <環境省自然環境局>

- ◆14:00～14:15  
生物多様性戦略推進室（奥田補佐）
  - ①生物多様性国家戦略推進費
  - ②自然生態系を基盤とする防災減災推進費
  - ◆14:15～14:30  
国立公園課（中山補佐）
  - ①国立・国定公園新規指定等推進費
  - ②国立公園満喫プロジェクト推進事業
  - ◆14:30～15:00  
野生生物課
  - ①離島希少種保全対策事業費  
(希少種保全推進室 川瀬補佐)
  - ②外来生物対策管理事業費  
(外来生物対策室 関専門官)
  - ③野生鳥獣に関する感染症対策基盤事業  
(鳥獣保護管理室 村上補佐)
  - ④指定管理鳥獣捕獲等事業費  
(鳥獣保護管理室 村上補佐)
  - ◆15:00～15:15  
自然環境整備課
  - ①自然公園等事業等（荒牧補佐）
  - ◆15:15～15:30  
生物多様性センター、自然環境計画課
  - ①自然環境保全基礎調査費  
(生物多様性センター 田口統括企画官)
  - ②（新）OECM を活用した健全な生態系の回復及び連結促進事業  
(自然環境計画課 小林補佐)
  - ◆15:30～16:00  
質疑応答
5. NECTA 参加者 75 人

## 4. 令和3年度第2回 自然環境共生技術セミナー報告

1. 開催日：令和3年12月15日(水)
2. 開催場所：NECTA 会議室(オンライン開催)
3. 技術テーマ及び講師

- (1) 国外における OECM の検討状況  
いであ株式会社 国土環境研究所  
自然環境保全部 技師長 柏原 聡氏
- (2) OECM のあり方に関する国内での検討状況  
について  
環境省 自然環境局 自然環境計画課  
調整官兼課長補佐 羽井佐 幸宏氏

### 4. セミナー開催の趣旨

本セミナーは、OECM に関して関心が高まる中、OECM の国内外の検討状況について、講演と意見交換を通じて、その一層の理解を深めることを目的としている。

### 5. セミナーの概要

#### (1) 国外における OECM の検討状況

##### ・ OECM とは

OECM の概念は、既に、2010 年の COP10 おける「愛知目標(目標 11)」に、法的な自然環境の保護地域以外に保全目標を達成する手段として、「その他の効果的な地域をベースとする手段(OECM : Other Effective area-based Conservation Measures)」という表現で示されている。その後 2018 年の COP14 おいて、OECM の定義、「OECM に関する科学技術的助言」等が採択された。OECM の定義は次のとおりである。

「保護地域以外の地理的に画定された地域で、付随する生態系の機能とサービス、適切な場合、文化的・精神的・社会経済的・その他地域関連の価値とともに、生物多様性の域内保全にとって肯定的な長期の成果を継続的に達成できる方法で統治・管理されているもの」(環境省による仮訳)。

「OECM に関する科学技術的助言」では、「OECM の国際基準」として基準 A から基準 D まで 4 つの基準が挙げられているが、各国の事情を踏まえ、柔軟かつケースバイケースで適用されるべきものとされている。

##### ・ IUCN のガイドライン

COP14 の決議を受けて、IUCN は OECM のガイドラインを公表(2019)した。ガイドラインでは、「保全されていることが求められている生物多様性の例」として、希少種・準絶滅危惧種・絶滅危惧種、生態系ネットワークに重要な地域のほか、人による伝統的な利用にとって重要な種及びその生息・生育地など 10 項目が挙げられている。

また、「保全のタイプ」を3つに区分している。タイプ 1 として一次的保全(生物多様性の保全を主な目的としているが「保護地域」として扱われていないもの)。タイプ 2 として二次的保全(生物多様性の保全を主な目的としていないが、二次的な管理を目的としているもの一有機農地など)。タイプ 3 は、付随的保全(生物多様性の保全を目的としていないが、管理行為の副産物として域内保全に貢献しているもの一軍の演習地など)である。

##### ・ 各国の取組状況

CBD 加盟国のうち、WD-OECM (World Database on OECMs)への登録を行っているのは、2021年12月現在、カナダ、南アフリカ、コロンビア、英国ガーンジー島、モロッコ、フィリピン、スワジランド王国、アルジェリアの8か国であり、活発に検討しているのはアジアと南米で、欧米における検討状況に関する情報はなぜか少ない。

##### ・ 国外における取組例～カナダ～

カナダは、CBD が検討する前から OECM の定義や選定基準を検討していた。これを踏まえて WD-OECM への登録が行われている。8,763 の保護地域に加えて、128 の OECM を WD-OECM へ登録。これにより陸域の保護面積 10.32%、海域の保護面積 12.55%になっている。ただし、私有地の事例は少なく1か所のみである。

##### ・ 国外における海域 OECM の検討状況

2021年12月時点で海域の OECM 登録をしているのは、カナダ、フィリピン、英国ガーンジー島、南アフリカ、モロッコの5か国であり、マレーシア、スペインが検討中である。

#### (2) OECM のあり方に関する国内での検討状況について

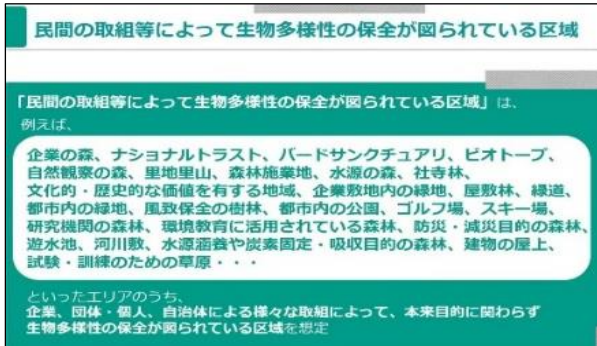
##### ・ 2021年G7サミットの合意と30by30

小泉前環境大臣が7月に「30by30」基本コンセプトを発表した。今年(2021)の6月G7が開催され、自然協約という成果文書が採択されている。その中で、2030年までに世界の陸と海の30%を保全するという目標を世界目標としていく、その動きを支えるためG7各国は同目標の国内実施により世界に範を示していく、ということが盛り込まれた。

これを受けて「30by30」というのが、ポスト2020生物多様性枠組の採択を待たずして、日本国内の目標になっている。それを達成するため基本コンセプトが発表された。内容はシンプルで、保護地域を拡充していく、保護地域以外の場所すなわち OECM に取組む、ということである。また、基本コンセプトの中で、2022年COP15の前に「30by30」のロードマップを公表、2023年に100地域以上の OECM を認定していくことを約束している。

・国が「自然共生エリア（仮称）」として個別認定する仕組み

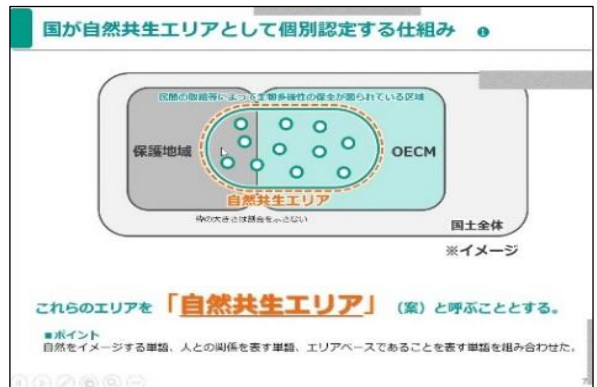
環境省では、昨年度(2020)から検討会を始め、OECM としてどのような場所が想定されるのか議論してきた。そして「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を例示した。



網羅的なリストではないし、ここにあるものが OECM になるというリストではない。ただ現在の検討は、OECM は幅広く解釈していこうとの方向性である。この「区域」は、既に国立公園などの保護地域に入っているところもある。

世界目標としては、既に陸域で 20.5%ある保護地域に加えて OECM などによって、30%を目指していかなければならない状況である。これをこの「区域」でどのように達成していくかが現在検討されている内容だ。

現在、この「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」(図中の小さな○の部分)を「自然共生エリア（仮称）」と名付けて、OECM に個別認定していく仕組みを検討している。



OECM や「自然共生エリア」の全体の整理に先駆けて、個別に認定する仕組みを検討中である。

・WD-OECM に登録する OECM の全体像イメージ

OECM の全体像としては、個別エリアの環境省認定のほか、団体との連携協定によって「自然共生エリア（仮称）」に位置付けていくものも将来的に考えている。それから関係省庁と調整・整理をしていく OECM も出てくるであろうとその余地を残している。海域に関しては、沿岸は、干潟やサンゴ礁といった民間の活動が行われているエリアが含まれるので、ここは陸域と同じように個別のエリアを認定する仕組みが当てはま

ると考えている。一方沖合については、基本的には関係省庁と調整・整理をしていくかたちの OECM になるのではないかと考えている。いずれにせよ保護地域との重複を除いたものが WD-OECM に登録されていく。

個別認定スキームを先駆けて検討している理由としては、TNFD(Taskforce on Nature-related Financial Disclosures)の議論が早急に進むといわれており、企業の生物多様性分野の貢献を、定量的に示す仕組みを準備しておくためである。もう一つは、団体との連携協定で「自然共生エリア」にカウントしていく部分や関係省庁と調整・整理して OECM にするところについては、実例の蓄積の上でないと、基準が明確にできず調整が難しくなるので、実例づくりのためでもある。また、日本特有の取組として発信していきたいということもある。

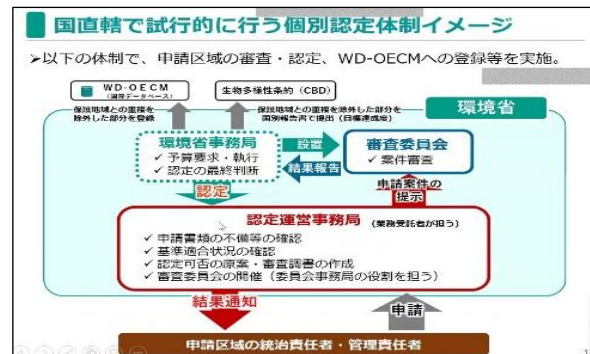
・検討スケジュール(案)

検討スケジュールは、陸域と海域で分けている。令和3年度(2021)は、陸域については、「自然共生エリア」の個別認定の仕組みの検討、認定基準の策定をおこない、海域については、海における「自然共生エリア」や OECM の検討上の課題の抽出、考え方の整理を行う。認定の仕組みを整えて令和4年度(2022)に試行的な認定。令和5年度(2023)に、認定を正式に開始し、先行して100地域の認定をしていきたいと考えている。

・国直轄で試行的に行う個別認定体制の考え方とイメージ

個別認定の体制は、当面は国直轄での対応を考えている。これは、実際の認定によって制度を改善していく必要性やゆくゆく国以外の機関に移行していくためにも知見を蓄積する必要性があるからである。また当面は認定料を取るかたちでなく、民間等とのパートナーシップで、先行100地域を選んでいきたいという考えに基づいている。

個別認定体制のスキームの流れとしては、申請区域の統治責任者・管理責任者が申請する形を想定している。環境省が委託する認定運営事務局が申請書類の不備等を確認し、「審査委員会」で専門家がチェックする。その結果に基づいて環境省が認定し、申請者に通知される。



・「民間の取組等によって生物多様性の保全が  
図られている区域」の認定基準(案)

「自然共生エリア（仮称）」の個別認定基準は、大きく境界・名称に関する基準、ガバナンス・管理に関する基準、生物多様性の価値に関する基準、管理による保全効果に関する基準という4つのクラスターに分けている。

境界・名称に関する基準では、地理的に画定された区域で面積が算出され、名称が付されていることなどを求めている。

ガバナンス・管理に関する基準のうち管理権限では、統治責任者及び管理責任者が特定されていることなど、管理措置については、その土地の管理の目的が先ず明確になっていることなどを求めている。

生物多様性の価値に関する基準については、区域が有すべき場としての価値を大きく9つに分け、かつそれを「保全上重要な場」「保全上重要な種」「保全上重要な機能」というカテゴリーに分けている。「保全上重要な場」としては、「重要里地里山・重要湿地など既に環境省・団体が重要性を評価したエリア」「原生的なところ」「二次的な自然環境」「在来種を中心とした生態系で水源涵養、炭素固定など生態系サービスのある場」「伝統工芸や伝統行事といった地域の伝統文化のために活用されている自然資源の場」を挙げている。「保全上重要な種」については、「希少種」「分布が特殊な種」の生息生育の場を挙げている。「保全上重要な機能」は、「越冬地」や「既存の保護地域や OECN に対するバッファエリア・連結性を高める地域」を挙げている。

管理による保全効果に関する基準のうち管理の有効性については、管理の目的と措置が、先程の生物多様性の価値に影響を与えるのではなく、長期的な効果が見込まれるものという条件にしていることなどがある。モニタリングについては、5年に一度の頻度のモニタリングを基本にしているが、これが過度の負担となるといけないので、動植物種の生息生育状況が調査などで一度把握されていて、その後大きな場の改変がないことが確認されていればよいなどの緩和する表現を設けている。

これらの認定基準は12月8日の検討会で概ね理解が得られているが、今後、認定基準について、自治体へのヒアリング、関係省庁及び企業と意見交換を行いつつ、ファイナルチューニングをしていき、今年度末に予定されている第3回 OECM 検討会で体制・基準一式を説明し、試行認定に入っていく計画になっている。

(文責：研究委員会 安藤)

## 5. 令和3年度第3回 自然環境共生技術セミナー報告

1. 開催日：令和4年2月22日(火)
2. 開催場所：NECTA 会議室、リモート併用
3. 技術テーマ及び講師  
(1) ポスト2020生物多様性枠組と次期生物多様性国家戦略の検討について  
環境省 自然環境局 自然環境計画課  
生物多様性戦略推進室長 中澤 圭一氏  
(2) 生物多様性地域戦略策定の手引きの検討状況  
株式会社地域環境計画 技術本部 生物多様性推進上席マネージャー 増澤 直氏

### 4. セミナー開催の趣旨

本セミナーは、COP15において決定されるポスト2020生物多様性枠組と次期生物多様性国家戦略、生物多様性地域戦略の手引きの検討状況について、講演と意見交換を通じて、その一層の理解を深めることを目的として実施した。

### 5. セミナーの概要

- (1) ポスト2020生物多様性枠組と次期生物多様性国家戦略の検討について

#### ・愛知目標の達成状況について

生物多様性に関する政策提言を行う世界的な政府間組織 IPBES（生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム）の第7回総会（2019年4月～5月）において承認された「生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価」報告書の政策決定者向け要約によると、自然がもたらすもの(Nature's contributions to people)は世界的に劣化し、自然変化を引き起こす要因は過去50年間に加速している。また、このままでは、生物多様性保全と持続可能な利用に関する国際的な目標は達成できず、目標達成に向けては、間接要因に働きかける横断的な「社会変革」が必要であることが指摘された。

愛知目標の達成状況の最終評価や生物多様性条約の長期目標である2050ビジョン「自然との共生」にむけて必要な行動等をまとめた「地球規模生物多様性概況第5版(GB05)」（2020年9月）は、生物多様性の損失を低減・回復させるための行動や、2050年ビジョンの達成に向けて移行が必要な8項目を提示しており、「土地と森林」における生態系の保全や「持続可能な農業」におけるアグロエコロジー等の農業システムの再設計、生物多様性への悪影響を最小限にした生産性向上といった第一次産業における課題が多く指摘されている。



### ・生物多様性と気候変動、経済との関係

「生物多様性と気候変動に関する IPBES-IPCC 合同ワークショップ報告書」(2020年12月)や Finance for Biodiversity (F4B)イニシアチブによる「The Climate-Nature Nexus: Implications for the Financial Sector」(2021年5月)は、気候と自然を別々に捉えるのではなく、統合的に考慮する必要があることを指摘している。

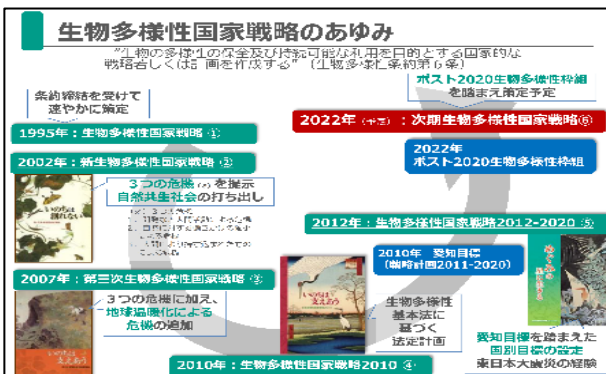
また、ケンブリッジ大学のパーサ・ダスグプタ教授による、「生物多様性の経済学に関する最終報告：ダスグプタ・レビュー」(2021年2月)は、我々の経済、生計、幸福は全て自然に依存しており、自然との持続的な関係を築くには、我々の考え方、行動、経済的な成功の測定方法を変える必要があると指摘している。生物多様性に関する企業活動情報開示を目指す「TNFD」や企業活動が持続可能な社会に見合うものとなるような計測可能な目標設定のあり方を検討する「SBT for Nature」が設立されるなど、生物多様性と経済との関係に関する議論が加速している。

### ・生物多様性の次期世界目標に向けた動き

愛知目標に次ぐ新たな世界目標である「ポスト2020生物多様性枠組」は、IPBES レポートやGB05等の科学的な評価・達成状況を踏まえ検討され、COP15で決定する。

ポスト2020生物多様性枠組においても、生物多様性の長期目標である2050ビジョン「自然との共生」は維持される。2050ビジョンの実現に向けて2030年ターゲットに関する議論では、自然環境の直接的な保全目標に加え、社会・経済に関する目標が増加し、また多くの目標で具体的な数値目標を設定しようとしていることが特徴である。

### ・生物多様性国家戦略のあゆみ



日本は1993年に生物多様性条約の締結後、1995年にはじめての生物多様性国家戦略を策定した。当初は国内問題に対する目標設定が主であったが、2010年に世界目標である愛知目標が策定されて以降は、世界目標を意識して国家戦略を策定し、世界目標の達成を担保するという構図が色濃くなっている。

また、国内「生物多様性及び生態系サービスの総合評価2021(JB03:Japan Biodiversity Outlook 3)」(2021年3月)においては、国内では、これまでの取組により生物多様性の損失速度は緩和されているが、回復軌道には乗っていないこと、今後の対策として、生態系の健全性の回復や、社会・経済活動への働きかけが重要であること等が指摘されている。

### ・次期生物多様性国家戦略研究会報告書の概要

次期生物多様性国家戦略研究会における議論を踏まえ、次期生物多様性国家戦略の策定に向けた研究会からの提言(2021年7月)として、既存の取組に加えて2030年までに取り組むべき3つのポイントが掲げられている。

#### ①生態系の保全・再生の強化

(30by30の達成等に向けて従前の取組(保護地域等)以外の場所での保全の強化(OECM等))



#### ②幅広い社会的課題への対応における NbS (Nature-based Solution) の積極的活用 (Eco-DRR、気候変動緩和策としての NbS、再エネとの両立など)

③ビジネスと生物多様性の好循環とライフスタイルへの反映 (ESG金融、サプライチェーン・バリューチェーンを通じた悪影響削減、認証品など)

環境省では、次期生物多様性国家戦略の策定に向けて、中央環境審議会もとの生物多様性国家戦略小委員会(2021年11月設置)において議論を進め、新しい世界目標が決まって、速やかに行動に移せるよう国家戦略の検討を進めている。

### ・次期生物多様性国家戦略策定に向けたスケジュール

環境省では、次期生物多様性国家戦略の策定に向けて、中央環境審議会もとの生物多様性国家戦略小委員会(2021年11月設置)において議論を進め、新しい世界目標が決まって、速やかに行動に移せるよう国家戦略の検討を進めている。

### ・次期生物多様性国家戦略の策定方針と5つの基本戦略

次期生物多様性国家戦略の策定方針は、取り組むべき3つの課題に対応する。

①世界目標への対応(ポスト2020生物多様性枠組への対応など)

②世界と日本のつながりの中での課題(海外に依存する資源の持続可能性の確保など)

③国内での課題(日本の生物多様性の状況やその背景にある社会経済状況への対応など)

これらの課題に対応していくため、次期生物多様性国家戦略において、以下の5つを基本戦略として掲げる。

①生態系の健全性の回復、②自然を活用した社会課題の解決、③生産・経済活動への生物多様性の内部化（ビジネスへの浸透）、④生活・消費の活動への生物多様性の内部化（一人ひとりの行動変容）、⑤生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進

また、生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せるため、今日まで積み重ねてきた自然保護の努力に加え、社会経済活動への生物多様性の主流化に関する行動を示すこと、2050 ビジョン「自然との共生」からのバックキャストिंगで2030年までに取り組む目標や行動を示すこと、目標の達成状況を中間段階で評価し、その結果を踏まえた努力量の追加などを行うといった、目標達成のための仕組みを取り入れていく。

## (2) 生物多様性地域戦略策定の手引きの検討状況

### ・生物多様性地域戦略の手引きとは

2008年6月に生物多様性基本法が施行され、生物多様性地域戦略の策定が努力義務化された。地域戦略では、各地域の自然的社会的条件に応じたきめ細かい取組が期待される。

環境省では、2009年9月に「生物多様性地域戦略策定の手引き」を作成し、その後生物多様性国家戦略2012-2020にあわせて現行版の「生物多様性地域戦略策定の手引き(改定版)」を作成している。2022年の次期生物多様性国家戦略の策定にあわせて、「生物多様性地域戦略策定の手引き(再改定版)」を作成する予定である。

現行の手引きでは、地域戦略が単なる生物の保全計画にとどまらず、地域の人々の生活や産業振興を考慮し、豊かな地域社会づくりにつながるものとなることを重要視している。

さらに再改定版の作成に向けては、国際議論における地方公共団体を含む多様なセクターの参画の重要性、再生可能エネルギーの導入や防災・減災など他の施策との連携の必要性、流域等を単位とした複数自治体による地域戦略の共同策定の可能性といったことも考慮しつつ検討を進めている。

### ・地域戦略の策定状況

2022年1月時点で、都道府県、政令指定都市における地域戦略の策定状況はほぼ100%であるが、市町村ではわずか7%程度にとどまっている。都道府県別の自治体策定割合をみると、トップ3は東京都、兵庫県、愛知県であり三大都市圏に集中している。基礎自治体の策定がゼロの県は、青森県、佐賀県等の17県で、比較的自然人に恵まれた地域が主である。

世論調査データからも、「生物多様性」の認知度は、大都市圏で高く、比較的自然人に豊かな町村部では、用語としての認知度は低く、生物多

様性の恵みを知らず知らずに享受していることがうかがえる。

生物多様性地域戦略の策定は、2010年のCOP10を契機に増加したが、徐々に増加率は鈍化し、2021年時点ではほぼ頭打ちの状況である。

### ・改定の背景1 進まない策定

地域戦略の策定が進まない要因として自治体ヒアリングから見えてくる背景は大きく3つあげられる。一つ目は、資金や人手不足。二つ目は、首長や市内の関心の低さや策定メリットが実感されないこと。三つ目は、関連法定計画の多さや環境基本計画、緑の基本計画、SDGs 未来都市計画等の他の計画に課題やゴールが包括される場合があることである。

### ・改定の背景2 変わる国際情勢、国家戦略

現行の生物多様性国家戦略の5つの基本戦略のうち、特に達成が不十分とされたのは、①生物多様性の社会浸透、②地域における人と自然の関係の再構築、③森・里・川・海のつながりの確保であり、これらは地域における様々な取組との関わりが強い。例えば、鳥獣と共存する地域づくり、生態系ネットワークの形成と保全・再生の拠点づくりの推進等といった観点から、地域戦略の中で取り組むべき課題といえる。

### ・地域戦略へのアプローチ

#### ●強化すべき点

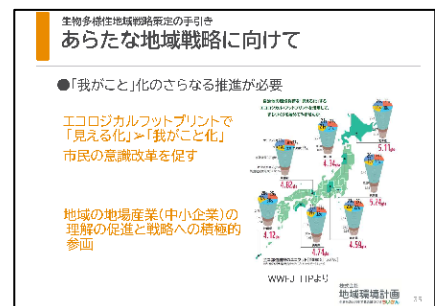
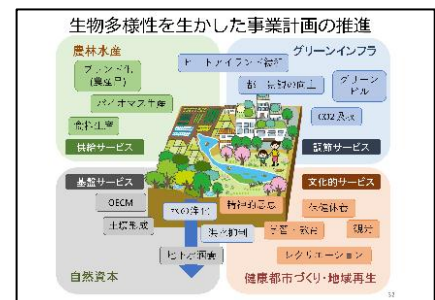
生物多様性国家戦略研究会報告書であげられた2030年までに取り組むべき3つのポイントを元に、地域戦略で強化すべき点として、以下の4点に整理した。

①生態系の保全・再生の強化(30by30の達成)(OECMの積極的導入、生態系ネットワークの具現化)

②自然を生かした解決策(NbS)の積極的活用(Eco-DRR、生態系インフラ、気候変動適応)

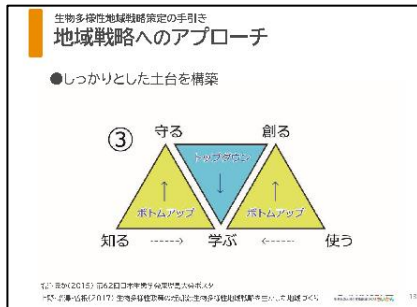
③ビジネスと生物多様性の好循環(民間セクターの参画、地域連携、地域経済循環)

④ライフスタイルの変容(SDGs、エコロジカルフットプリント、エシカル消費など)



## ●ボトムアップアプローチの重要性

地域戦略を策定していく中では、まず地域の中で普通に知られ、使われている生物多様性や文化などの財産にどのような価値があるのかを学ぶ(再認識)することが重要である。その上で何をどのように守るべきか、また持続可能な形で生物多様性の恵みをどのように生かし、新たな価値を創り出していくかを、そのメリット、デメリットを整理しながら地域の中で話し合っていくボトムアップのプロセスが極めて重要である。一方で、世界や国の動きの中で求められる方向性や目標があり、地域のボトムアップと求められるトップダウンとがうまくかみあうと、そこで新たな土台(地域戦略で目指す目標)が構築される。



## ●地域ならではの視点を大切に、地域を豊かに

生物多様性地域戦略は、国家戦略の地域縮小版ということではない。それぞれの地域の生物的特性、環境特性、それに関わる産業特性など、地域それぞれの風土や人々の生活があり、それに対応できるのが地域戦略である。

### ・改定版手引きの作成のトピックス

改定版手引きでは、国家戦略同様、数値目標の考え方を整理していきたい。地域戦略においては、国家戦略研究会報告書で検討されているマイルストーン(2030年の状態)指標、ターゲット(社会実装・参画行動)指標等を参考としながらも、地域の特性、各地域の知見の集積具合に応じて柔軟に検討する必要があると考える。また、都市の生物多様性指標や OECM 認定に資する数値目標も考慮していく。

### ・地域戦略への期待と課題

地域戦略を策定し、その実効性を高めていくためには、行政のみに期待するのではなく、地域の人々がそれぞれの立場で「我がこと」として参画しやすい仕組みづくりが必要である。地域に精通し、密着した中間支援組織や人材を導入することも効果的である。

地域戦略は地域づくりのスタートラインであり、科学的根拠に基づいた目標設定、現実に即した具体的な戦術、人と情報のプラットフォームとなる場やデータベースの作成が重要となる。

また、「地域が豊かになること」を目指し、法定計画の柔軟な相互乗り入れや関連施策の統合的・総合的なアプローチが重要である。

(文責：研究委員会 三好)

## 6-1. NECTA 最近の動き

### ○受託業務の状況について

昨年度に引き続き、令和3年度に環境省から受託した「自然公園等施設技術指針(気候変動×防災等)検討調査」業務が、研究員の方々の尽力により3月に完了しました。これらの業務を通じて、今後の重要なテーマとなっている、気候変動への適応にも考慮された効果的な防災対策が、自然公園施設の整備・管理運営の分野で推進されるよう、今後とも本協会として貢献して参りたいと考えています。

### ○次期生物多様性国家戦略策定の動向について

愛知目標に続く新たな生物多様性保全の世界目標となる「ポスト2020生物多様性枠組」の採択が見込まれている、生物多様性条約COP15の第二部会合については、先にご紹介した本年4月～5月の開催予定が、さらに延期されて2022年第3四半期(7月～9月)開催の見通しとなりました。このように新たな目標がいつ採択されるかは、依然流動的なところがありますが、国内での次期生物多様性国家戦略の改定のための検討は、現在、中央環境審議会自然環境部会において精力的に進められてきているところです。その動向については、2月22日に開催した第3回技術セミナーにおいて、環境省生物多様性戦略室中澤室長からご講演をいただきましたが、関係団体の動きも加速化しています。3月には、当協会とも関係が深い(公社)日本造園学会から、国家戦略改定に向けた提言がなされています。その提言には、「空間計画の一体化、地域戦略策定の支援」、「生態系を基盤とした国土の目指すべき姿、数値目標の設定」、「積極的な自然再生・再自然化の推進」、「二次的自然の重要性の再認識と維持管理推進のための多様な連携強化」、「都市域の生物多様性保全」、「OECMなどの生物多様性保全への貢献度評価」、「新しい調査技術の導入によるモニタリング網の強化」など、当協会の今後の活動展開に密接に関わる内容が含まれています。当協会としても、この提言の具体化に向け、連携、協力をしていく考えです。

(文責：企画運営委員長 神田修二)

## 6-2. 協会活動報告 (令和4年1月1日～3月31日)

### ○令和4年度 新年挨拶回り報告

- ・1月11日 10:00-11:00 環境本省
- ・1月11日 13:00-14:30 生物多様性センター
- ・1月14日 10:30～関東地方環境事務所  
13:30～皇居外苑管理事務所  
15:00～新宿御苑管理事務所
- ・1月18日 13:30-15:00 九州地方環境事務所
- ・1月19日 13:10-14:00 北海道地方環境事務所

○各委員会活動等

＜専務理事・事務局＞

令和4年3月9日 KES 環境マネジメントシステム確認審査

＜企画運営委員会＞

令和4年1月11日 第7回

令和4年2月8日 第8回

令和4年3月8日 第9回

＜事業委員会＞

令和4年1月31日 野外セミナー企画検討

＜広報委員会＞

令和4年1月15日 NECTA NEWS 第71号発行

＜研究委員会＞

令和4年2月22日 第7回 各研究会報告

## 7. お知らせ・イベント情報

### ◆NECTA 関連環境省人事異動情報

○4月1日付け

【地方環境事務所等・課長級以上】

・釧路自然環境事務所国立公園企画官←柳川智己（北海道補佐）

・関東地方環境事務所国立公園課長←植竹朋子（水大気局補佐）

・中部地方環境事務所統括自然保護企画官←高橋啓介（自然環境計画課長補佐）

・中部地方環境事務所国立公園課長←田口和哉（生物多様性センター統括企画官）

・近畿地方環境事務所統括自然保護企画官←坂口隆（中部統括）

・近畿地方環境事務所自然環境整備課長←榎本和久（中国四国整備課長）

・中国四国地方環境事務所統括自然保護企画官←木住野泰明（近畿統括）

・中国四国地方環境事務所国立公園課長←柘植規江（J N T O）

・九州地方環境事務所野生生物課長←大澤隆文（生物多様性戦略室長補佐）

・九州地方環境事務所調整官（霧島錦江湾国立公園管理事務所長）←松尾浩司（釧路企画官）

・生物多様性センター統括企画官←馬淵亮（東北事務所企画官）

【環境本省自然環境局・課長補佐級以上】

・自然環境整備課長←萩原辰男（秘書課調査官）

・動物愛護管理室長補佐←吉澤泰輔（霧島錦江湾所長）

・自然環境計画課長補佐←守分紀子（I G E S）

・生物多様性主流化室長補佐←渡邊春隆（四国企画官）

・生物多様性戦略推進室長補佐←坂本朋美（林野庁）

・生物多様性戦略推進室長補佐←浜一朗（CBD事務局）

・国立公園課官民連携企画官←井上綾子（関東公園課長）

・国立公園課公園計画専門官←中西千紘（野生課係長）

・国立公園利用推進室エコツアー推進専門官←平園麻奈美（林野庁）

・鳥獣保護管理室長補佐←佐宗等征（林野庁）

【NECTA 担当窓口】

・農水省←國貞雅生（自然環境計画課事業係長）←花田徹（農水省）

### ◆令和3年度技術士第二次試験受験講習会の開催

技術士第二次試験「環境部門：自然環境保全・環境保全計画」の受験講習会を以下の要領で開催します。今年度も Zoom によるリモート形式で開催し、テキストの販売も継続します。みなさまの参加をお待ちしています。

1. 日時：令和4年5月27日（金）13:00～17:30

2. 場所：Zoom によるリモート講習会

3. 募集人員：30名

4. 受講料等：

・テキスト代 5,000円

・受講料 会員は無料、非会員は3,000円

5. 講義内容：

・最近の環境行政の動向と自然環境保全施策

・合格ラインに乗るための論文構成の作り方

・受験体験談

6. 申し込み締切り：2020年5月6日（金）

7. 造園 CPD：4単位

詳細については、NECTA ホームページに掲載されています。不明な点がございましたら NECTA 事務局までお問合せください。

### ◆令和3年度第3回特別講演会の開催

＜令和3年度第2回理事会終了後に開催＞

1. 日時：令和4年6月7日（火）17:00-18:00

2. 会場：アルカディア市ヶ谷（オンライン併用）

3. テーマ：最近の自然環境保全の動向について

4. 講師：下村 彰男

（NECTA 理事・副会長、國學院大学教授）

### ◆日本造園学会ミニフォーラムの開催（共催）

・日時等：令和4年6月19日 オンライン視聴可  
詳細は追ってメールにてご案内予定

・テーマ：「次期生物多様性国家戦略の策定に向けた日本造園学会からの提言」（仮題）

・趣旨：2030年までの生物多様性の世界目標（ポスト2020生物多様性枠組）は、2022年に中国で開催される COP15 で採択される予定となっている。また、これを実施するための我が国の次期生物多様性国家戦略の検討が進められており、

本年中に策定される予定である。日本造園学会学術委員会では、次期生物多様性国家戦略がより効果的なものとなるよう、2月に次期生物多様性国家戦略への提言を提出した。本ミニフォーラムでは、この内容を紹介するとともに、

①様々な保護・保全地域の統合的推進を視野に入れた生物多様性地域戦略の方向性

②造園・緑地が持つ知見をもとにした自然環境を活用した地域課題の解決の進め方を中心に、次期生物多様性国家戦略での提言の実現と、自然環境を活用した地域課題の解決の推進に向けた地域空間計画の充実・強化を含む生物多様性地域戦略のあり方を議論する。

## ◆第5回 自然環境共生技術研究会 (CoNECT 2022) の開催

自然環境行政に携わる環境省職員および関連事業に従事する民間企業の技術者が一堂に会し、各々が有する技術や情報の共有を通して、より実効性の高い自然環境共生技術を探求する場として、今年も環境省自然環境局と一般社団法人自然環境共生技術協会 (NECTA) の共催で「自然環境共生技術研究会 (CoNECT2022)」を開催します。つきましては、奮ってご参加ください。

(発表のエントリーは4月15日まで)

【開催日時】2022年6月23日(木)・24日(金)の2日間

【開催方式】実会場での集合形式およびオンライン形式の併用

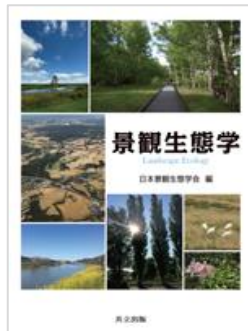
【実会場】日比谷図書文化館(発表者、運営関係者のみ集合)

【オンライン】Web会議ツールによる登録制参加

## ◆書籍紹介(解説)

### ◎「景観生態学」

日本景観生態学会【編】  
2022年3月刊行  
共立出版 3,200円+税



### 目次

#### 第I部 景観生態学の理論と手法

- 第1章 景観生態学とは
- 第2章 景観生態学の歴史
- 第3章 景観生態学の理論
- 第4章 空間情報の収集と分析の技術
- 第5章 風土と景観生態学

#### 第II部 景観の構造と機能

- 第6章 森林の景観生態
- 第7章 農村の景観生態
- 第8章 水辺の景観生態
- 第9章 海辺の景観生態
- 第10章 都市の景観生態

#### 第III部 地域社会への展開

- 第11章 景観のプランニングとデザイン
- 第12章 景観管理と協働
- 第13章 景観生態学と地域づくり・地域再生
- 第14章 自然環境政策と景観生態学
- 第15章 持続性と景観生態学

本書は、日本景観生態学会の創立30周年事業として、景観生態学の基礎、理論から応用、社会実装までの考え方を教科書としてまとめたものである。本書では、景観は「社会一生態系」として把握すべき対象であること、地域の景観

の構造と機能や、地域の人と自然の関係(風土)を明らかにし、それらを根底に持ちながら景観計画・デザインを行って社会に提示していかねばならないこと、そして、持続的な景観管理を行っていくための協働とそれを支えるガバナンスの仕組みが必要であることが解説される。

(I) 景観生態学の理論と手法、(II) 景観(森林、農村、水辺、海辺、都市)の構造と機能、(III) 地域社会への展開、の3部15章で構成されている。第III部の内容は、景観生態学の成果を社会に実装していくための道筋のみならず、景観生態学の今後の新たな展開を考える材料にもなる。(以上「はじめに」(鎌田磨人先生)より抜粋)

本書を拝読し、20数年前に東北のブナ林を題材に地域生態学研究室で学び、その後は実務に追われて学問の進化を聞きかじるばかりであった私にとって、本書はまさに学び直しの教科書と言える存在となった。先の地球規模生物多様性概況第5版(GB05)において社会変革の必要性が述べられたことが記憶に新しいが、景観生態学はまさに持続可能な社会への変革に貢献する学問分野であると理解した。そのアプローチは多様であり、その多様性が本書に隙間なく詰め込まれている。景観生態学における「空間階層性」という概念のもと、様々な空間スケールで認識される地域や生態系、その社会・経済的な価値、ガバナンスシステムとを結び付け、総合的な視点でランドスケープにアプローチしていくことが求められる今、より多くの会員に本書をお勧めしたい。(阿部まゆ子 広報委員)

### 《編集後記》

年度末のご多忙な中、今回ご寄稿してくださった皆様には心より感謝申し上げます。

また、5月以降、技術士試験講習会を皮切りに、NECTA年度末の6月開催のCoNECTまでイベントが続く、関係スタッフにはご苦勞をおかけしますが、引き続きよろしく願いいたします。

4月上旬に全国的な夏日を観測し、桜が吉野山から福島以北まで一斉に咲き誇り、今年も見事でした。(広報委員長 市原信男)



目の保養…吉野山(中千本～上千本)2022.4.9